第1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第12条第1項の規定に基づき、塙町の建築物における木材の利用促進を図ることにより、森林林業の再生による森林の公益的機能の発揮、循環型社会の形成、地球温暖化の防止及び低炭素社会の実現に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一項に規定する建築物をいう。
- 2 「公共建築物」とは、町が整備する公共建築物(法第 2 条に規定する建築物をいう。 以下同じ。)及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- 3 「地域材」とは、福島県内の森林から生産された木材又は国内の森林から生産された 素材を福島県内の製材所等で製材品等に加工されたものをいう。
- 4 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- 5 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- 6 「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築若しくは模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第3 木材利用促進のための基本的事項

町は、公共建築物の整備にあたり地域材の利用に努めるものとする。また、法第6条第1項に基づき、建築物を整備する事業者に対し、本方針の周知を図るとともに、国、県、町の施策や木材供給者等の情報提供に努め、地域材の利用を推進するものとする。

第4 公共建築物における木材の利用目標

公共建築物の整備にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、積極的に木造化を推進する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合。
- (2) 著しく費用を要するなどにより、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。
- (3) 施設の用途や保安、維持管理などのその他、特殊性により、木造化することが困難な場合。
- 2 木造以外の施設であっても、木質化が可能な箇所については、法令等の規定により制限がある場合を除き、木質化を図る。

- 3 公共建築物に使用する家具、机等の備品や消耗品は、地域材を用いた製品の使用に努める。
- 4 公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合は、経済的に合理的であり、周辺環境に影響がない場合には木質バイオマスを燃料とする設備の導入に努める。

第5 関係団体等との連携について

町は、国又は地方公共団体が行う公共建築物の整備については、この方針の目的を踏まえて、積極的な地域材の利用が図られるよう努める。

2 町は、林業事業体、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、 この方針に基づく地域材の利用促進及び地域材の適切かつ安定的な供給体制の整備に 努める。

第6 普及啓蒙活動について

町は、公共建築物の整備や公共土木工事等における地域材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、リラックス効果等木材の良さについて普及啓発活動に努める。

また、森林を適切に整備することにより、水源の涵養、国土の保全、健康休養、地球温暖化防止等、公益機能の発揮についてわかりやすい情報の発信に努め、地域材利用による循環型社会の実現に向けた意識醸成に努める。

第7 建築物木材利用促進協定について

町は、建築主たる事業者等が建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材の利用促進するために、建築物木材利用促進協定を締結することができる。

2 町は、建築物利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象地区、 有効期間、参加者の氏名を町のホームページで公表するものとする。

別表(木造化、木質化を推進する施設)

○公共建築物	
建築物の用途	建築物の仕上げ等に木質化を図る部分
・庁舎	・玄関ホール、ロビー、廊下、主要な居室
・学校、幼稚園その他これに類する教育施設	等の床、壁、天井材
・老人ホーム、保育所、その他これらに類す	・庇や軒裏、ピロティの天井材
る社会福祉施設	・雨除けがある部分の外壁材
• 医療施設	・その他
・公営住宅	
・スポーツ、文化施設	
・観光、交流施設	
• 公園施設	
・地区集会所	
・その他	
O-T 16-04.	

○工作物

・建築物等に付帯する案内板、デッキ、パーゴラ、ベンチ、その他